

「平成 28 年度森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業建設機械経費積算要領の改正について」
 (平成 28 年 7 月 1 日付け) 正誤表

正	誤
<p>1. 主な改正内容</p> <p>(1) 【森林整備保全事業設計積算要領】</p> <p>略</p> <p>(2) 【森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計単価の取扱いについて、物価資料及び見積りによる場合の単価の算定方法を追加。 ・歩掛の補正について、冬期補正、時間的制約を受ける工事の補正及び夜間工事の補正を追加。 ・イメージアップ費率について市街地の計算式を追加 (※2)。 ・請負工事の特許使用料の積算について、特許使用料の適用及び積算方法を追加。 <p>※2 イメージアップ経費の取扱いについては 28 高治林第 330 号による。</p> <p>※3 山林砂防工の適用範囲については平成 28 年 7 月治山林道事業留意事項による。</p> <p>※4 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に関する改正については適用しない。</p> <p>(補足) 物価資料及び見積りにより単価を決定する場合の算定方法については、従来のとおり、積算の手引き (高知県土木部) による。</p>	<p>1. 主な改正内容</p> <p>(1) 【森林整備保全事業設計積算要領】</p> <p>略</p> <p>(2) 【森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計単価の取扱いについて、物価資料及び見積りによる場合の単価の算定方法を追加。 ・歩掛の補正について、冬期補正、時間的制約を受ける工事の補正及び夜間工事の補正を追加。 ・イメージアップ費率について市街地の計算式を追加 (※2)。 ・請負工事の特許使用料の積算について、特許使用料の適用及び積算方法を追加。 <p>※2 イメージアップ経費の取扱いについては 28 高治林第 330 号による。</p> <p>※3 山林砂防工の適用範囲については平成 28 年 7 月治山林道事業留意事項による。</p> <p>※4 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に関する改正については適用しない。</p> <p>[追記]</p>